

第1問 答案用紙<1>

(租税法)

問題1 (20点=④×5)

問1 A社は3年前に子会社(B社)に売却した。B社が当該土地を売却したときのA社の課税関係

A社は、平成28年度に完全支配関係にあるB社に譲渡損益調整資産を譲渡し、譲渡益3,000万円を損金の額に算入している(法人税法61条の13第1項)。令和元年度にB社が対象資産たる土地甲を譲渡したため、平成28年度に損金とした3,000万円と同額を益金の額に算入する(同条2項)。

平成28年度において、A社は、完全支配関係にあるB社に土地(譲渡損益調整資産)を売却し、同年度の確定申告で譲渡益3,000万円を減算調整しているはずですが、

令和元年度において、B社がグループ外のC社に当該土地を売却したため、A社は、平成28年度確定申告で減算した3,000万円を加算調整します。グループ法人税制の典型論点です。

問2 B社は3年前に親会社(A社)から土地を購入した。当該土地を売却したときの課税関係

土地の取得時の時価8,000万円を譲渡原価として損金の額に算入し(法人税法22条2項一号)、譲渡時の時価1億2,000万円を益金の額に算入する(同法22条2項、同22条の2第4項)。また、消費税法上、売却額1億2,000万円を課税売上とし(消費税法6条1項)、課税売上割合の計算上考慮する。

平成28年度において、B社は、完全支配関係にあるA社から土地(譲渡損益調整資産)を購入しました。このとき、時価8,000万円を取得原価としているはずで、B社は平成28年度の確定申告において、別表4の調整は不要です。

令和元年度において、B社は、グループ外のC社に帳簿価額8,000万円の土地を時価12,000万円で売却しているので、4,000万円の売却益を計上しているはずですが、従って、別表4の調整は不要です。但し、法人税の答案作成は総額の考え方をとるので、売却した土地の帳簿価額8,000万円を当事業年度の損金の額に算入し、売却額12,000万円を益金の額に算入する、と表現します。

問3 法律違反を原因として納付した課徴金は、法人税の確定申告書上、どのように取り扱われるべきか。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による課徴金の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされる(法人税法第55条4項三号)ため、A社が損金経理している場合は、法人税の確定申告書において加算調整される。

「課徴金」という言葉の響きからして、損金になりそうにはありません。あとは、条文探しです。法人税法55条4項三号です。

問 4 役員Pに低額譲渡した場合、法人税法上、どのように取り扱われるか。

絵画の取得原価 100万円は損金（法人税法22条2項一号）、譲渡時の時価 1,000万円は益金とされる（同法22条2項、22条の2第4項）。また、絵画の時価と譲渡対価の差額 700万円は役員給与とされるが（同法34条第4項）、定期同額給与等に該当しないため、損金の額に算入されない（同条1項）。

法人税法では、常に時価課税の考え方をとるので、誰に売却しようとも時価で売却したことになります。従って、時価1,000万円を益金の額とし、帳簿価額100万円を損金の額とします。ここで、A社は、現実には300万円しか手にしていないので、1,000万円との差額である700万円は、役員給与と考えます（役員や従業員に対する「寄付」という考え方はありません）。そして、この役員給与700万円は、定期同額給与等に該当しないため、損金不算入となります。

(借) 譲渡原価 100万円	(貸) 絵画 100万円
(借) 役員給与 700万円	(貸) 絵画売上 1,000万円
現金預金 300万円	

← このままだと、課税の対象は 200万円です。
 (200万円 = 1,000万円 - 100万円 - 700万円)
 しかし、役員給与 700万円が損金不算入となるので、課税の対象は、譲渡益 900万円となります。
 (900万円 = 1,000万円 - 100万円)

問 5 未払いの役員賞与について、C社において所得税法上、どのように取り扱われるか。

平成30年6月26日の株主総会決議によって、役員Qへの賞与の支払いが確定しているが、同日から1年を経過しても未払いのため、平成30年6月26日に支払いがあったものとみなして、翌7月10日までに役員賞与に対する源泉徴収所得税相当額を国に納付する必要がある（所得税法183条2項、1項）。

本問は、難しいです。税理士事務所では、クライアントの給与計算を代行しますので、「給与計算といえば源泉徴収」というイメージがありますが、受験生の立場からすれば、「何を書けばいいのかよくわからない」問題だったと思います。

第1問答案用紙<2>
(租税法)

問題2 (20点=⑤×4)

	○×欄	記述欄
①	Q. K医療機器のリース取引は、売買があったものとして所得の金額を計算する。	
	○	<p style="text-align: center;">法人税法第64条の2第1項、第3項</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
	<p>問題文の取引が法人税法64条の2のリース取引の適用を受けるかどうかを判定する問題ですが、同条文には、適用要件となる2要件の記載もあるので、平易な問題でした。</p>	
②	Q. 特定役務の提供については、報酬を受け取った者が消費税の納税義務を負う。	
	×	<p>国内において、国外事業者である米国の俳優が行った演劇（特定仕入）は、課税の対象とされる（消費税法第4条第1項）。そして、当該特定課税仕入については、報酬を支払ったC社が消費税を納める義務を負う。（同法第5条第1項）。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
	<p>国外事業者である米国の俳優が行う演劇は、典型的な「特定役務の提供」です。国内において、「特定役務の提供」が報酬を得て行われた場合、特定役務の提供を受けた事業者が納税義務を負います。これも典型論点です。</p>	
③	Q. G県より受け取った奨学金について、返還免除となった場合、所得税は非課税となる。	
	○	<p style="text-align: center;">所得税法第9条第1項第十五号</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
	<p>生活に必要な動産（ex.タンス）の譲渡益が非課税となるように、奨学金の返還免除も非課税となることは容易に想像できますが、根拠条文となる所得税法9条1項十五号には、「奨学金の返還免除」という文言自体はないので、条文探しが難しかったと思います。</p>	
④	Q. 相続人が単純承認した場合と限定承認した場合とで、被相続人の所得税額は同額である。	
	×	<p>単純承認では、相続財産の移転につき、Aは非課税とされる（所得税法第60条第1項第一号）のに対し、限定承認では、Aが相続財産を死亡時の時価で譲渡したとされる（同法59条第1項第一号）ため、Aの所得税額は異なる。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
	<p>最近、個人的に「限定承認による包括遺贈」というレアケースを税務実務で扱ったばかりですが、受験生にとっては手薄な論点です。限定承認の場合、死亡したAは時価で譲渡したものとみなされ、譲渡所得課税となります。これに対し、単純承認の場合は、死亡したAは非課税となります。一応、講義でも事例問題を通じて解説していますが、平均的な受験生にとっては厳しい論点です。</p>	

第2問 答案用紙<1>
(租税法)

問題1 (30点)

問1 (@1×24)

	(単位：円)	
当期純利益の額	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式	, ,	6,500,000
B社株式	, ,	14,000,000
C社株式	, ,	,600,000
(D社株式の譲渡についての申告調整)		
D社株式 (源泉所得税等についての申告調整を除く。)	, ,	20,000,000
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当及びみなし配当に係る所得税・復興特別所得税	12,583,825	, ,
預金の利子に係る所得税・復興特別所得税	,122,520	, ,
(役員給与についての申告調整)		
専務取締役E	4,500,000	, ,
常務取締役F	2,100,000	, ,
(減価償却資産についての申告調整)		
建物G	3,300,000	, ,
機械装置H	, ,	,122,528
機械装置I	2,656,199	, ,
ソフトウェアJ	, ,	1,500,000
ソフトウェアK	, ,	6,640,000
(貸倒損失についての申告調整)		
得意先L社	1,200,000	, ,
仕入先M社	, ,	10,000,000

第2問 答案用紙<2>
(租税法)

(交際費等についての申告調整)

(1)に関する調整	5,050,000	, ,
(2)に関する調整	, ,	, 392,500

(租税公課等についての申告調整)

(1)の会計処理に関する申告調整	, ,	26,500,000
(2)の会計処理に関する申告調整	96,250,000	, ,
(3)の会計処理に関する申告調整	4,366,000	, ,
(4)の会計処理に関する申告調整	, ,	5,000,000

(退職給付引当金についての申告調整)

2,500,000	, ,
-----------	-----

(その他の申告調整)

.

(欠損金についての申告調整)

, ,	43,500,000
-----	------------

(法人税額の計算)

所得金額
法人税額
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	12,706,345
中間申告法人税額
納付すべき法人税額

第2問 答案用紙<3>
(租税法)

問2 (①×6)

[問] 1.

[資料] 1. についての申告調整

加算すべき金額

, 675, 000

(単位：円)

減算すべき金額

, ,

[資料] 2. についての申告調整

, ,

, 200, 000

[資料] 3. についての申告調整

2, 500, 000

, ,

[資料] 4. についての申告調整

, 800, 000

, ,

[資料] 5. についての申告調整

6, 500, 000

, ,

[問] 2.

譲渡所得の金額

7, 000, 000

〔解説〕

問題 1：法人税法 (30点)

問 1 総合問題 (24点)

1. 受取配当等の益金不算入

(1) A社株式： 計算期間を通じて完全支配関係にあるため、完全子法人株式等に該当します。

∴ 受取配当等の益金不算入額 6,500,000円 (減算)

(2) B社株式： 計算期間を通じて完全支配関係にあるため、完全子法人株式等に該当します。

∴ 受取配当等の益金不算入額 14,000,000円 (減算)

(3) C社株式： 基準日に3%保有 (5%以下) しているので、非支配目的株式に該当します。

∴ 受取配当等の益金不算入額 = 3,000,000円 × 20% = 600,000円 (減算)

2. D社株式 (みなし配当)

保有割合10% = 5%超1/3以下 ∴ その他の株式等

みなし配当 = 交付金銭等 50,000,000円 - 資本金等の額 100,000,000円 × 10% = 40,000,000円

∴ 受取配当等の益金不算入額 = 40,000,000 × 50% = 20,000,000円 (減算)

3. 源泉所得税額等

(1) 配当分

A社株式 1,327,300 + B社株式 2,858,800 + C社株式 459,450 × 6/12 + D社株式 8,168,000
= 12,583,025円

(2) 利息分

銀行預金 122,520円

(3) 別表 1 での控除額

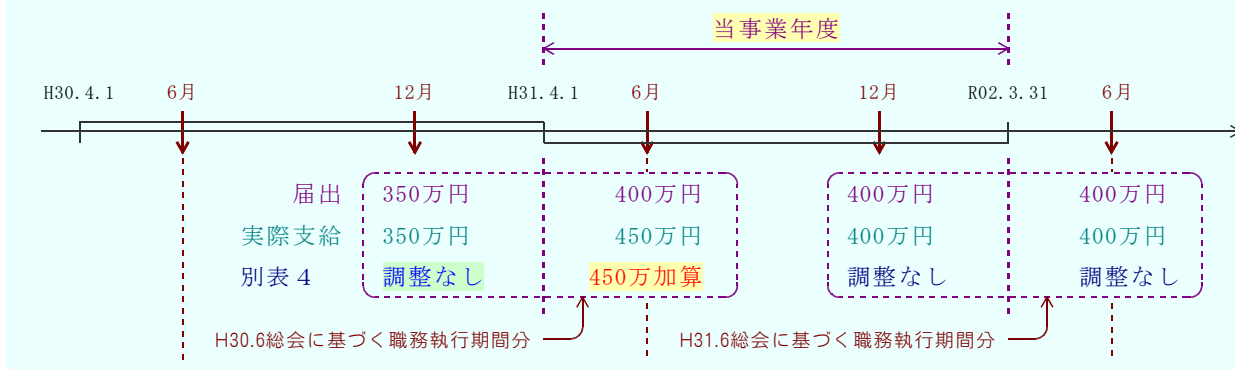
(1) + (2) = 12,705,345円

4. 役員給与

事前確定届出給与が定めどおりに支給されたかどうかの判定ですが、理論的一貫性を欠く論点なので、やっかいです。

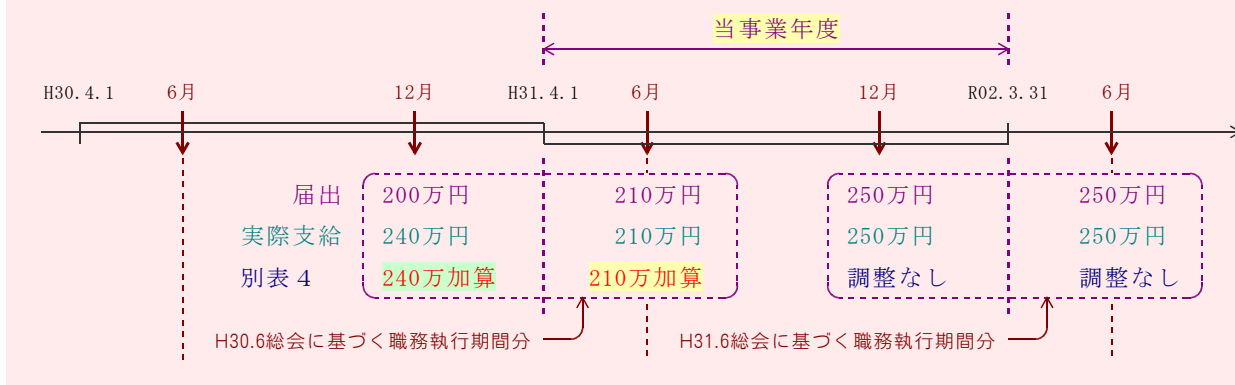
(1) 役員E

国税庁の質疑応答事例を参考によると、令和元年6月10日支給分（届出400万円、実際支給450万円）の全額である450万円が損金不算入となります（前事業年度までは咎めにいかない）。



(2) 役員F

こちらも国税庁の質疑応答事例を参考によると、令和元年6月10日支給分（届出210万円、実際支給210万円）の全額である210万円が損金不算入となります（前事業年度12月支給分240万円は、前期分確定申告で加算調整されている）。



5. 減価償却

(1) 建物G（取得原価に算入べき付随費用）

建築のための調査費用 1,100,000円、測量費 2,200,000円は取得原価に算入する必要があります。
登録免許税 704,000円は、損金経理を要件に損金とすることができます。

$$\therefore 1,100,000 + 2,200,000 = 3,300,000 \text{円 (加算)}$$

(2) 機械装置H（前期からの繰越償却超過額あり）

$$\begin{aligned} \text{会社計上償却費 } 6,300,000 - \text{償却限度額 } (31,912,640 + 200,000) \times 0.200 &= \triangle 122,528 \text{円} \\ 200,000 &> 122,528 \end{aligned}$$

∴ 過年度の繰越償却超過額を当年度の償却不足額122,528円の範囲内で認容減算します。

$$122,528 \text{円 (減算)}$$

(3) 機械装置I（中古資産）

再取得原価 5,000,000円 × 50% ≤ 資本的支出 2,600,000円 ∴ 耐用年数 = 法定耐用年数 7年

$$\begin{aligned} \text{会社計上償却費 (改良費 } 2,600,000 \text{円} + \text{受贈益計上漏れ } 999,999 \text{円)} - \text{償却限度額 (取得時の時価 } 1,000,000 \text{円} + \text{改良費 } 2,600,000 \text{円)} \\ \times 0.286 \times 11/12 &= 2,656,199 \text{円 (加算)} \end{aligned}$$

(4) ソフトウェアJ

① 過年度からの繰越償却超過額

$$\text{イ. 税務上の期首簿価} = 7,500,000 - 7,500,000 \times 0.200 \times 42 \text{月} / 12 \text{月} = 2,250,000 \text{円}$$

$$\text{ロ. 会社計上期首簿価} = 0 \text{円 (∵ ソフトウェアに備忘価額 1円を付す必要なし)}$$

$$\therefore \text{繰越償却超過額} = \text{イ} - \text{ロ} = 2,250,000 \text{円}$$

② 別表4の調整

$$\begin{aligned} \text{償却超過額} &= \text{会社計上償却費 } 0 - \text{償却限度額 } 7,500,000 \times 0.200 = \triangle 1,500,000 \\ \text{繰越償却超過額 } 2,250,000 &\left. \vphantom{\text{償却超過額}} \right\} \text{少 } 1,500,000 \end{aligned}$$

∴ 過年度からの償却超過額 2,250,000円を当年度の償却不足額 1,500,000円の範囲内で認容減算
1,500,000円（減算）

(5) ソフトウェアK

① 過年度からの繰越償却超過額

$$\text{イ. 税務上の期首簿価} = 20,000,000 - 20,000,000 \times 0.334 \times 24 \text{月} / 12 \text{月} = 6,640,000 \text{円}$$

$$\text{ロ. 会社計上期首簿価} = 0 \text{円 (∵ ソフトウェアに備忘価額 1円を付す必要なし)}$$

$$\therefore \text{繰越償却超過額} = \text{イ} - \text{ロ} = 6,640,000 \text{円}$$

② 別表4の調整

$$\begin{aligned} \text{償却超過額} &= \text{会社計上償却費 } 0 - \text{償却限度額 } 6,640,000 \text{円} \times 1 = \triangle 6,640,000 \\ \text{繰越償却超過額 } 6,640,000 &\left. \vphantom{\text{償却超過額}} \right\} \text{少 } 6,640,000 \end{aligned}$$

∴ 過年度からの償却超過額 6,640,000円を当年度の償却不足額 6,640,000円の範囲内で認容減算
6,640,000円（減算）

※1 税務上の期首簿価 6,640,000円 < 税務上の償却計算 20,000,000円 × 0.334 = 6,680,000円
税務上の期首簿価を超える償却費は計上できないため、当期の償却限度額 = 6,640,000円

6. 貸倒損失

(1) 得意先L社（売掛債権の特例）

売上債権の特例が貸付金には適用されない、という良くある問題です。

会社損金経理 4,949,999 - 税務上の貸倒損失 3,749,999 = 1,200,000円（加算）

(2) 仕入先M社（債務超過継続+書面による免除=法的債権の消滅）

会社損金経理（純額）10,000,000 - 税務上の貸倒損失 20,000,000 = △ 10,000,000円

前期の確定申告で加算調整した 10,000,000円を認容減算する。

7. 交際費等

(1) 損金経理交際費について

① 総会後の役員のみ飲食費 300,000円は、部外者がいないため、交際費等となる。

② 飲食費 3,000,000円は交際費等（5,000円超接待飲食費）

③ 記念品代 900,000円は交際費等となる。

④ 飲食費 4,700,000円は交際費等（5,000円超接待飲食費）となる。

⑤ 交際費等の金額 = ① + ② + ③ + ④ = 8,900,000円

⑥ 交際費等（5,000円超接待飲食費）の金額 = ② + ④ = 7,700,000円

⑦ 別表4の調整

∴ 交際費等の損金不算入額 = (1)⑤ 8,900,000 - (1)⑥ 7,700,000×50% = 5,050,000円（加算）

(2) 仮払交際費等について

① 仮払いの飲食費785,000円は、接待した期（当期）の交際費等（5,000円超接待飲食費）となる。

② 別表4の調整

a. 仮払交際費認定損 785,000円（減算）

b. 交際費等の損金不算入額 = 785,000 - 785,000×50% = 392,500円（加算）

∴ a + b = 392,500円（減算）

8. 租税公課

(1) 前期確定申告分・当期中間納付分・当期末未払計上分

4/1

3/31

前期分確定申告	当期中間納付分	当期末未払計上																		
<p>会社仕訳 (5/31)</p> <table border="1"> <tr> <td>未払(法) 63,000</td> <td>Cash</td> </tr> <tr> <td>未払(住) 10,500</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>未払(事) 26,500</td> <td></td> </tr> </table>	未払(法) 63,000	Cash	未払(住) 10,500	100,000	未払(事) 26,500		<p>会社仕訳 (中間申告)</p> <table border="1"> <tr> <td>法人税 34,000</td> <td>Cash</td> </tr> <tr> <td>住民税 5,750</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td>事業税 13,250</td> <td></td> </tr> </table>	法人税 34,000	Cash	住民税 5,750	53,000	事業税 13,250		<p>会社仕訳</p> <table border="1"> <tr> <td>法人税 43,000</td> <td>未払</td> </tr> <tr> <td>住人税 7,000</td> <td>69,500</td> </tr> <tr> <td>事人税 19,500</td> <td></td> </tr> </table>	法人税 43,000	未払	住人税 7,000	69,500	事人税 19,500	
未払(法) 63,000	Cash																			
未払(住) 10,500	100,000																			
未払(事) 26,500																				
法人税 34,000	Cash																			
住民税 5,750	53,000																			
事業税 13,250																				
法人税 43,000	未払																			
住人税 7,000	69,500																			
事人税 19,500																				
<p>損金算入できる事 26,500を損金経理していないので、「減算」する。</p> <p>納税充当金支出事業税 26,500,000 (減算)</p>	<p>上記仕訳のうち、法人税と住民税は損金算入できず、事業税の概算計上額も損金算入できない。∴ 損金算入できるのは、中間納付した事業税13,250千円のみ。これに対し、会社は、次のように経理処理している。</p> <table border="1"> <tr> <td>(借) 法人税等 97,000</td> <td>(貸) 未払法人税等 56,500</td> </tr> <tr> <td>(借) 租税公課 12,500</td> <td>(貸) 仮払法人税等 53,000</td> </tr> </table> <p>つまり、会社は、109,500千円 (=97,000+12,500) を損金経理していますが、先に示したように、損金算入できるのは13,250千円のみです。従って、$109,500 - 13,250 = 96,250$千円を別表4で加算調整する必要があります。</p>		(借) 法人税等 97,000	(貸) 未払法人税等 56,500	(借) 租税公課 12,500	(貸) 仮払法人税等 53,000														
(借) 法人税等 97,000	(貸) 未払法人税等 56,500																			
(借) 租税公課 12,500	(貸) 仮払法人税等 53,000																			

(2) 過怠税等

印紙税の過怠税 136,000円、固定資産税 4,200,000円 (∵ 賦課決定のあった翌事業年度の損金)、交通反則金 30,000円は、当期の損金とはならないため、3つの合計額 **4,366,000円**を加算します。

(3) 法人税等調整額

会社経理で計上している法人税等調整額はすべて、別表4で打ち消していきます。本問では、法人税等調整額 5,000,000円 (貸方) は、収益計上していることになるので、これを打ち消すために、別表4で **5,000,000円**の減算調整を行います。

9. 退職給付引当金

法人税法では、原則として、費用の見積もり計上が認められないため、当期に会社が計上した退職給付費用 15,500,000円は、損金不算入として、加算調整となります。一方で、退職一時金の支給額 13,000,000円は当事業年度の損金となるため、減算調整を行います。

$$\therefore 15,500,000 - 13,000,000 = 2,500,000 \text{円 (加算)}$$

10. 青色欠損金の繰越控除

繰り返し改正を受けている論点です。

平成29年3月期からの繰越欠損金 43,500,000円は、当事業年度の所得金額の50%を上限として、当期の損金とすることができます。

$$43,500,000 \text{円} \leq 410,000,000 \times 50\% \quad \therefore 43,500,000 \text{円 (減算)}$$

問2 個別論点 (6点)

当社は、資本金1億円以下、かつ個人株主のみのため、中小企業者等に該当します。資料1.~4.については、中小企業者等であるがゆえに、中小企業者等以外とは異なる取り扱いを受けることになります。

1. 資料1.の申告調整

取得原価8万円の備品10台については、「少額減価償却資産」として、全額を損金算入できます。

取得原価25万円の備品については、「中小企業者等の少額減価償却資産」として、年間300万円まで(∴12台まで)は、取得原価の全額を損金算入できます。

従って、税務上、耐用年数に応じた償却計算を要する25万円の備品3台について、別表4の調整計算を行うこととなります。

$$\text{会社償却費 } 25\text{万円} \times 3\text{台} - \text{償却限度額 } 250,000 \times 0.200 \times 6/12 \times 3\text{台} = 675,000\text{円 (加算)}$$

2. 資料2.の申告調整

(1) 減価償却費

$$\text{会社償却費 } 200,000 - \text{償却限度額 } 1,000,000 \times 0.200 \times 6/12 = 100,000\text{円 (加算)}$$

(2) 剰余金処分経理による特別償却準備金

損金経理による剰余金の積み立てと同じ効果を持たせるために、会社積立額300,000円(=1,000,000×30%)を減算する。

(3) 別表4の調整

$$(1) + (2) = 200,000\text{円 (減算)}$$

3. 資料3.の申告調整

破産手続き開始の申立てがあった場合、個別貸倒引当金の設定対象となる。

$$\text{会社繰入額 } 5,000,000 - \text{繰入限度額 (個別評価金銭債権 } 5,000,000 - \text{取立等見込額 } 0) \times 50\% = 2,500,000\text{円 (加算)}$$

4. 資料4.の申告調整

(1) 交際費等(5,000円超接待飲食費)の合計: 6,000,000円

(2) 交際費等の合計: (1) + 2,000,000 + 800,000 = 8,800,000円

(3) 交際費等の損金不算入額

$$\textcircled{1} (2) - (1) \times 50\% = 5,800,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} (2) - 8,000,000 = 800,000\text{円}$$

$$\textcircled{3} \textcircled{1} > \textcircled{2} \quad \therefore 800,000\text{円 (加算)} \quad \dots \text{有利選択}$$

5. 資料5.の申告調整 (法人側)

法人税法では、常に時価課税の考え方をとるので、誰から購入していようとも、時価で購入したと考えます。

$$\begin{array}{l} \text{(借) 土地 } 10,000,000 / \text{(貸) 普通預金 } 3,500,000 \\ \text{(貸) 受贈益 } 6,500,000 \end{array}$$

$$\therefore \text{土地受贈益計上漏れ } 6,500,000\text{円 (加算)}$$

6. 資料5.の譲渡所得の金額

個人から法人への低額譲渡は時価課税となります。

$$\therefore \text{譲渡所得} = \text{土地の時価 } 10,000,000 - \text{取得費 } 3,000,000 = 7,000,000\text{円}$$

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題2 (15点)

問1

(単位：円)

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 給与所得・退職所得 | |
| (1) 給与所得の金額 | 20,750,000 |
| (2) 退職所得の金額 | 14,800,000 |
| (3) 課税退職所得金額に対する所得税額 | 3,348,000 |
| 2. 事業所得 | |
| 事業所得の金額 | 2,480,000 |
| 3. 譲渡所得 | |
| 総所得金額に含まれる譲渡所得の金額 | 1,435,000 |
| 4. 雑損控除 | |
| (1) 雑損控除の対象となる損失の金額 | 4,910,000 |
| (2) 雑損控除の金額 | 1,770,000 |
| 5. 社会保険料控除の金額 | 1,272,000 |

問2

(単位：円)

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 配当所得 | |
| (1) 配当に係る源泉所得税の金額 (復興特別所得税を含めない。) | ,240,000 |
| (2) 配当所得の金額 | 1,057,500 |
| (3) 配当控除額 | ,105,750 |
| 2. 給与所得 | |
| (1) 特定支出の額 | 1,200,000 |
| (2) 給与所得の金額 | 6,180,000 |
| 3. 配当所得・給与所得以外の総所得金額 | |
| 配当所得・給与所得以外に総所得金額に含めるべき金額 | ,110,000 |
| 4. 所得控除 | |
| 生命保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除の合計額 | ,209,800 |

〔解説〕

問題2：所得税法（15点）

講義で取り扱っていなかった論点が2つ出題されました。譲渡制限解除時の価額を給与収入に含める点と、特定支出の65万円上限規定です。

細かな論点が多かったため、合格ラインは、5点/15点と予想します。

問1（8点）

1. 給与所得

譲渡制限解除時の価額を給与収入に含めます。初見なので、できなくても大丈夫ですが、税制非適格ストックオプションの権利行使時に給与所得を認識するのと同様の計算パターンなので、正解にたどり着ける可能性はあったと思います。

(1) 収入金額： $7,200,000 + @1,575 \times 10,000株 = 22,950,000円$

(2) 給与所得控除額： $2,200,000円$

(3) 給与所得 = (1) - (2) = $20,750,000円$

2. 退職所得

特定役員退職手当等が出題されましたが、こちらは2014年、2019年に出題実績があります。細かい論点ですが、2014年の過去問を解いた経験があれば、正答できた問題です。

(1) 収入金額

① 一般退職手当等： $18,000,000円$

② 特定役員退職手当等： $12,000,000円$

(2) 退職所得控除額

① 一般退職所得控除額： $@400,000 \times 20年 + @700,000 \times 4年 - @400,000 \times 4年 = 9,200,000円$

② 特定役員退職所得控除額： $@400,000 \times 4年 = 1,600,000円$

(3) 退職所得 = 一般分 (収入 $18,000,000 - 控除 9,200,000$) $\times 1/2$ + 特定役員分 (収入 $12,000,000 - 控除 1,600,000$)
= $14,800,000円$

3. 課税退職所得に対する所得税額

参考資料にある所得税額の税率表を利用して計算するだけです。

$$1,950,000 \times 5/100 + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10/100 + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20/100 \\ + (9,000,000 - 6,950,000) \times 23/100 + (14,800,000 - 9,000,000) \times 33/100 = 3,348,000円$$

4. 事業所得

事業専従者控除は、事業専従者に支払った給与ではなく、控除額の86万円となります。

(1) 総収入金額： $7,480,000円$

(2) 必要経費： $3,540,000 + 600,000 + 860,000※ = 5,000,000円$

※ $860,000$ (∵ 配偶者) $< (7,480,000 - 3,540,000 - 600,000) \div (1+1) = 1,670,000円$
∴ $860,000円$

(3) 青色申告特別控除： $0円$

(4) 事業所得 = (1) - (2) - (3) = $2,480,000円$

5. 譲渡所得（取得日～譲渡日まで5年超）

自己の著作に係る著作権等の譲渡は、常に「総合長期」となります。

- (1) 総収入金額： $3,000,000 + 3,500,000 = 6,500,000$ 円
- (2) 取得費＋譲渡費用： $2,500,000 + 150,000 = 2,650,000$ 円
- (3) 内部通算： 0円
- (4) 生活に通常必要でない資産の損失の控除： 480,000円（∵30万円超）
- (5) 特別控除： 500,000円（∵ $(1) - (2) - (3) - (4) = 3,370,000 \geq 500,000$ ）
- (6) 譲渡所得 = $(1) - (2) - (3) - (4) - (5) = 2,870,000$ 円
- (7) 総所得金額に含まれる譲渡所得

総所得金額は、損益通算、1/2課税、損失の繰越控除後の金額です。

$$\therefore (6) \times 1/2 (\because 5\text{年超}) = 1,435,000\text{円}$$

6. 雑損控除

雑損控除は複雑な計算過程で説明されることが多いですが、次の(1)と(2)のどちらか多い金額で大丈夫です。

- (1) 損失の金額のうち、課税標準×10%を超える額： $4,910,000 - 40,000,000 \times 10\% = 910,000$ 円
- (2) 災害関連支出－5万円： $1,820,000 - 50,000 = 1,770,000$ 円
- (3) $(1) < (2) \therefore 1,770,000$ 円

7. 社会保険料控除

社会保険料控除は、居住者本人だけでなく、同一生計親族分も居住者の所得控除とすることができますが、その居住者が支払った、又は給与から控除されたことが要件となります。従って、乙の年金収入から控除された介護保険料 144,000円は対象外となります。

$$756,000 + 516,000 = 1,272,000\text{円}$$

問2 (7点)

1. 配当に係る源泉所得税の金額

上場株式に係る源泉所得税の税率は、3%以上保有が20%（住民税は0%）、3%未満保有が15%（この他に住民税5%）です。X社株式を4%保有しているため、源泉所得税の税率は20%が適用されます。

$$\therefore \text{X社株式配当 } 1,200,000 \times 20\% = 240,000 \text{円}$$

2. 配当所得

$$\text{配当収入 } 1,200,000 - \text{負債利子 } 142,500 = 1,057,500 \text{円}$$

3. 配当控除額

剰余金の配当に係る控除率は、上場、非上場、みなし配当もすべて10%です。

$$\text{配当所得 } 1,057,500 \times 10\% = 105,750 \text{円}$$

4. 特定支出の額

特定支出については、過去に出題されたこともあり、講義でも取り扱っていましたが、65万円上限規定までは言及していませんでした。資料④には上限規定はありませんが、①～③の合計額には、65万円の上限規定の適用を受けます。

(1) 上限規定の適用を受ける特定支出

$$150,000 + 250,000 + 400,000 = 800,000 \text{円} > 65 \text{万} \therefore 650,000 \text{円}$$

(2) 上限規定の適用を受けない特定支出

$$550,000 \text{円}$$

(3) (1) + (2) = 1,200,000円

5. 給与所得

特定支出が給与所得控除額の1/2を超える場合、その超過額を給与所得から控除できます。→ (3)

(1) 給与収入：8,400,000円

(2) 給与所得控除額：2,040,000円（28条3項）

(3) 特定支出控除額：1,200,000 - 2,040,000 × 1/2 = 180,000円

(4) (1) - (2) - (3) = 6,180,000円

6. 配当所得及び給与所得以外の総所得金額に含める金額

一時所得の金額を計算します。

(1) 総収入金額

① 懸賞の賞金：300,000円

② 生命保険契約に基づく満期返戻金：1,680,000円

③ ① + ② = 1,980,000円

(2) 支出した額：1,260,000円

(3) 特別控除額：(1) - (2) = 720,000 ≥ 50万円 ∴ 500,000円

(4) 一時所得の金額：(1) - (2) - (3) = 220,000円

(5) 総所得金額に含める金額：(4) × 1/2 = 110,000円

7. 生命保険料控除及び小規模企業共済等掛け金控除の合計額

(1) 個人型年金加入者掛金：120,000円

(2) 旧生命保険料：150,000 > 100,000 ∴ 50,000円

(3) 介護医療保険料（丙）：30,000 + (79,200 - 40,000) × 1/4 = 39,800円

(4) (1) + (2) + (3) = 209,800円

第2問 答案用紙<5>
(租税法)

問題3 (15点)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(単位：円)

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 課税売上額 (免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。) | 3,921,350,000 |
| (2) 免税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。) | 1,188,000,000 |
| (3) 非課税資産の輸出等の金額 | , 1,120,000 |
| (4) 非課税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。) | , 384,836,400 |
| (5) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | 5,110,470,000 |
| (6) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | 5,495,306,400 |

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

- | | |
|---------------------------------------------------|---------------|
| (1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等のみ要するもの | , 260,089,770 |
| (2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等のみ要するもの | , , 228,690 |
| (3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | , 2,752,470 |

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額

, 274,796,220

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 控除対象仕入税額 | |
| ① 個別対応方式による場合 | , 262,566,993 |
| ② 一括比例配分方式による場合 | , 236,763,837 |
| (2) 売上げの返還等対価に係る税額 | , 4,974,450 |
| (3) 貸倒れに係る税額 | , , 504,000 |
| (4) 中間納付額 (前課税期間の実績によっている。) | , 4,950,000 |

〔解説〕

問題3：消費税法（15点）

過去問にはない取引としては、簿価450万円、時価270万円の課税資産を役員に譲渡し、270万円の給与と180万円の雑損失を計上しています。給与を計上していますが、実質的には、時価270万円の資産を役員に贈与したといえるため、みなし譲渡の規定を受けて、時価270万円を8%課税売上とします。みなし譲渡の処理ができなかった人は、4点を失うことになります。

所得税法の計算を早々に切り上げ、消費税法に25分投入できれば、11点/15点以上得点できる問題です。合格ラインは8点/15点とします。

課 税 売 上		免 税 売 上	非 課 税 売 上	不課税売上	
8%商品売上	2,582,658,000	輸出売上 ㊸	国内預金利息	国内配当 外国配当 為替差益	
8%売上値引	44,982,000	1,188,000,000	社宅家賃		129,600
8%建物売却	41,580,000	1,188,000,000	株式売却		1,620,000
8%みなし譲渡	2,700,000	問1(2)	237,600,000 × 5%		
			土地売却		
			371,206,800		
			外国子会社への貸付利息		
			1,120,000		
			㊹		
			384,836,400		
			問1(4)		
10%商品売上	1,644,500,000	非課税資産の輸出等			
10%売上値引	27,500,000	1,120,000			
		問1(3)			
8% ㊺	2,671,920,000				
10% ㊺	1,672,000,000				
問2					
課 税 仕 入 A + B + C = D 263,070,930				課税仕入以外	
課 税 売 上 に 対 応		非課税売上に対応		役員報酬、給与 土地賃借料 社宅支払家賃 海外輸送費 遅延損害金 その他 支払利息 課税資産譲渡損	
8%商品仕入	2,351,160,000	10%商品仕入	1,540,000,000		株式売却手数料
商品倉庫家賃	26,730,000				3,920,400
国内商品輸送費	21,600,000				3,920,400
広告宣伝費	15,660,000				× 7.8/110
うち、特定仕入	△ 5,940,000				= B 228,690
その他	16,038,000				問2(2)
建物修繕費	20,790,000				
8%課税仕入	2,446,038,000	× 6.3/108 =	142,685,550		
10%課税仕入	1,540,000,000	× 7.8/110 =	109,200,000		A 260,089,770
特定課税仕入	5,940,000	× 6.3/100 =	374,220		
		輸入商品引取税額	7,830,000		
問2(1)					
共 通 対 応					
管理部門事務所家賃	23,760,000	土地建物売却手数料	11,761,200		
その他	11,664,000				
		217,782,000	× 6.3/108 =	C 2,752,470 問2(3)	

1. 課税売上割合の計算

問 1 (1) 課税売上額 (免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない) 3,921,350,000

$$\text{課税売上割合} = \frac{\ominus}{\oplus + \ominus} = \frac{5,110,470,000}{5,495,306,400} = 0.92996 \dots$$

問 1 (6)

課税売上割合が95%未満のため、
課税売上高 5,109,350,000円 (⊖ 非課税資産の輸出等)
が5億円超のため、仕入税額は按分計算が必要

税抜き本体 (当年度)	
課税売上高の返還等(税抜) (8%分) 49,842,000 × 100/108 (10%分) 29,150,000 × 100/110 72,650,000	課税売上高 (税抜) ① (8%分) × 100/108 = 2,474,000,000 ① (10%分) × 100/110 = 1,520,000,000 計 3,994,000,000
免税売上高の返還等 0 ⊖ 分子 問 1 (5) 5,110,470,000	免税売上高 ⊕ 1,188,000,000 ----- 非課税資産の輸出 1,120,000

※ 特定課税仕入及び非課税資産の輸出等は、仕入税額の按分計算の要否の判定 (5億円判定) に含まないことに留意すること

2. 仕入税額の計算 (個別対応方式) 問 4 (1)

個別対応方式 A 260,089,770 + C 2,752,470 × 90% = 262,566,993

一括比例配分方式 D 263,070,930 × 90% = 236,763,837

3. 納付税額の計算

納付税額 (消費税部分)		課税標準額に対する消費税額 問 3
控除対象仕入税額 262,566,993		(千円未満切捨) 2,474,000,000 × 6.3% = 155,862,000
売上返還等に係る消費税額 問 4 (2) (44,982,000 + 4,860,000) × 6.3/108 + (27,500,000 + 1,650,000) × 7.8/110 = 4,974,450		1,520,000,000 × 7.8% = 118,560,000
貸倒れに係る消費税額 問 4 (3) 8,640,000 × 6.3/108 = 504,000		特定仕入 5,940,000 × 6.3% = 374,220
差引税額 (百円未満切捨) 6,750,777 → 6,750,700	中間 4,950,000	計 274,796,220
	納付 1,800,700	控除過大消費税額 (貸倒回収) 0

(中間納付税額) 6,600,000 × 1/12 = 550,000 ≤ 4,000,000 ∴ 一月中間申告の適用なし

6,600,000 × 3/12 = 1,650,000 > 1,000,000 ∴ 三月中間申告の適用あり

∴ 1,650,000 (百円未満切捨) × 3回 = 4,950,000円 問 4 (4)

問1 課税売上割合の計算

1. 課税売上高（免税売上及び非課税資産の輸出等は含まない）

(1) 8%課税分

$$\begin{aligned} & (\text{商品売上 } 2,582,658,000 + \text{値引き } 44,982,000 + \text{みなし譲渡 } 2,700,000 + \text{建物売却 } 41,580,000) \times 100/108 \\ & - (\text{値引き } 44,982,000 + \text{販売奨励金 } 4,860,000) \times 100/108 = 2,427,850,000\text{円} \end{aligned}$$

(2) 10%課税分

$$\begin{aligned} & (\text{商品売上 } 1,644,500,000 + \text{値引き } 27,500,000) \times 100/110 \\ & - (\text{値引き } 27,500,000 + \text{販売奨励金 } 1,650,000) \times 100/110 = 1,493,500,000\text{円} \end{aligned}$$

(3) (1) + (2) = 3,921,350,000円

2. 免税売上高（非課税資産の輸出等は含まない）： 輸出売上高 1,188,000,000円

3. 非課税資産の輸出等の金額： 外国子会社への貸付金に係る受取利息 1,120,000円

4. 非課税売上高（非課税資産の輸出等は含まない）

$$\begin{aligned} & \text{国内預金利息 } 129,600 + \text{社宅家賃収入 } 1,620,000 + \text{株式売却額 } 237,600,000 \times 5\% + \text{土地売却額 } 371,206,800 \\ & = 384,836,400\text{円} \end{aligned}$$

5. 課税売上割合の分子

$$1. + 2. + 3. = 5,110,470,000$$

6. 課税売上割合の分母

$$1. + 2. + 3. + 4. = 5,495,306,400$$

問2 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

1. 課税売上のみに対応する課税仕入れに係る消費税額

$$\begin{aligned} & (\text{商品仕入 } 2,351,160,000 + \text{商品保管倉庫家賃 } 26,730,000 + \text{商品運送 } 21,600,000 + \text{広告宣伝 } 15,660,000 \\ & - \text{特定仕入 } 5,940,000 + \text{その他 } 16,038,000 + \text{修繕費 } 20,790,000) \times 6.3/108 \\ & + \text{商品仕入 } 1,540,000,000 \times 7.8/110 + \text{引取税額 } 7,830,000 + \text{特定仕入 } 5,940,000 \times 6.3/100 \\ & = 260,089,770\text{円} \end{aligned}$$

(注) 舗装されていない更地を営業車の駐車場としている場合、土地の賃借料と考え、非課税として処理する。

2. 非課税売上のみに対応する課税仕入れに係る消費税額

$$\text{株式売却手数料 } 3,920,400 \times 6.3/108 = 228,690\text{円}$$

3. 共通対応の課税仕入れに係る消費税額

$$\begin{aligned} & (\text{管理部門事務所家賃 } 23,760,000 + \text{その他 } 11,664,000 + \text{不動産仲介手数料 } 11,761,200) \times 6.3/108 \\ & = 2,752,470\text{円} \end{aligned}$$

問3 課税標準額に対する消費税額

1. 8%課税分

$$\begin{aligned} & (\text{商品売上 } 2,582,658,000 + \text{値引き } 44,982,000 + \text{みなし譲渡 } 2,700,000 + \text{建物売却 } 41,580,000) \times 100/108 \\ & = 2,474,000,000\text{円} \\ & \rightarrow 2,474,000,000 (\text{千円未満切捨}) \times 6.3\% + \text{特定仕入 } 5,940,000 \times 6.3/100 = 156,236,220\text{円} \end{aligned}$$

2. 10%課税分

$$\begin{aligned} & (\text{商品売上 } 1,644,500,000 + \text{値引き } 27,500,000) \times 100/110 = 1,520,000,000 \\ & \rightarrow 1,520,000,000 (\text{千円未満切捨}) \times 7.8\% = 118,560,000\text{円} \end{aligned}$$

3. 1. + 2. = 274,796,220円

問4 納付すべき消費税額の計算

1. 控除対象仕入税額

(1) 個別対応方式

$$260,089,770 + 2,752,470 \times 90\% = 262,566,993\text{円}$$

(2) 一括比例配分方式

$$(260,089,770 + 228,690 + 2,752,470) \times 90\% = 236,763,837\text{円}$$

2. 売上返還等の対価に係る税額

$$\begin{aligned} & (\text{値引き } 44,982,000 + \text{販売奨励金 } 4,860,000) \times 6.3/108 + (\text{値引き } 27,500,000 + \text{販売奨励金 } 1,650,000) \times 7.8/110 \\ & = 4,974,450\text{円} \end{aligned}$$

3. 貸倒れに係る税額

$$8,640,000 \times 6.3/108 = 504,000\text{円}$$

4. 中間納付額

(1) 一月中間申告

$$6,600,000/12 = 550,000 \leq 4,000,000 \therefore \text{適用なし}$$

(2) 三月中間申告

$$6,600,000/12 \times 3 = 1,650,000 > 1,000,000 \therefore \text{適用あり}$$

$$1,650,000 (\text{百円未満切捨}) \times 3\text{回} = 4,950,000\text{円}$$